

文化庁長官
宮田 亮平様

平成 29 年 3 月 13 日

このたびはお忙しい中お時間をお取り頂き、誠にありがとうございます。
貴庁は、これまで奈良公園の利活用を目的にした整備計画に対する説明を奈良県から縷々受けられておられると存じます。しかしながら、この中で住民の民意が十分伝えられているか、私たちは大いに懸念を抱いています。

私儀、辰野勇は奈良市高畑町山ノ上自治区の住民の一人です。奈良県が高畑町裁判官官舎跡地（これを県は「裁判所跡地」と呼ぶ）におけるリゾートホテル建設に反対する地域住民団体「高畑町住民有志の会」の代表として、また「国の名勝地指定」や「ユネスコ世界遺産の指定」などを受けた奈良公園を、日本はおろか世界の財産として守る「志」に即して結成した「奈良公園の環境を守る会」の代表として貴庁に嘆願申し上げるものです。

県が計画するホテル建設予定地は以下の厳しい規制によって守られてきた環境です。

- * 国指定名勝地
- * 文化財保護法
- * 古都保全法にもとづく歴史的風土特別保存地区
- * 奈良市風致地区条例による第一種風致地区
- * ユネスコ世界文化遺産
- * 都市公園法

県は、当該地にリゾートホテルを建設するため、法規制の目的や趣旨を都合良く「解釈」しようとしています。そして、その目的を達するために「法規制の緩和」を所管に求められています。しかし、定められた法律の規制緩和を許すためには、それにふさわしい理由がなければなりません。即ち、「緩和しない理由」ではなく、「**緩和すべき正当な理由**」が明確でなければなりません。

県は、リゾートホテルを当該地に建てる「必要性」を別紙のように説明されていますが、これらの「理由」に対する私たちの所見・反論を付記しましたのでご一読くださるようお願い申し上げます。奈良県が貴庁に許可をお願いしている「現状変更」について、私たちは全く知らされていないのです。**景観法**の基本理念に反し、国民の大きな不満を生じさせる裁断をなさらぬよう切望いたします。

奈良公園の環境を守る会
高畑町住民有志の会
代表 辰野 勇

